

応急手当普及員講習の開催について

● 応急手当普及員とは

応急手当普及員とは、主として自身が所属する事業所や防災組織等において、その事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当（心肺蘇生法や AED の取り扱い方法など）の指導を行う者として、秩父消防本部消防長が認定した方をいいます。

応急手当普及員講習を受講し試験に合格すると、応急手当普及員として認定され、救命講習を含む応急手当講習を開催し、指導することができます。

応急手当普及員資格の有効期限は 3 年（年度内）です。資格の継続を希望する場合は、取得 3 年後の年度末までに再講習の受講が必要となります。

● 【令和 6 年度】講習日程は下記のとおりです

- 1 開催日時 令和 7 年 1 月 29 日（水）30 日（木）31 日（金）
9 時 00 分～17 時 00 分（3 日間とも）
- 2 開催場所 秩父消防署 北分署 秩父郡皆野町大字皆野 2885 番地 2
電話 0494-62-7119
- 3 対象者 応急手当普及員は、秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に居住・勤務し、かつ普及母体が秩父郡市内にある方でしたら、どなたでも受講できます。

- 4 受講料 無 料

※ただし下記テキストが別途、必要となります。

応急手当普及員講習テキスト ガイドライン 2020 対応

発行 公益財団法人 東京防災救急協会 **（税込 6,400 円※）**

※テキスト代が税込み 5,300 円から税込み 6,400 円に値上がりとなりました。

テキストは秩父消防本部で希望者分を一括購入しますので、希望者は申込時、現金を添えてお申し出ください。

- 5 講習内容

- (1) 救命に必要な応急手当（心肺蘇生法・AED の取り扱い・気道異物除去法・止血法）の基礎実技・指導要領

- (2) その他の応急手当（傷病者管理法・外傷の手当要領・搬送法）の基礎実技
- (3) 基礎医学（解剖・生理学・感染防止）・資器材の取り扱い要領・指導技法
- (4) 心肺蘇生法に関する筆記・実技試験

6 定員 10名（先着順、定員に達し次第、受付を締め切ります。）

7 受付期間 令和6年12月2日（月）～令和6年12月20日（金）

8 講習のお問い合わせ・お申込み

秩父消防署 管理指導課

〒368-0021 秩父市下宮地町10番25号

電話 0494-21-0123 FAX 0494-21-0126

まずは電話による受付状況の確認をお願いいたします。

応急手当普及員講習受講申請書（[様式第11号](#)）の提出（FAX・メール可）
E-mail: syouboukanrisidou@union.chichibukouiki.lg.jp

9 留意事項

発熱や体調不良等があった場合は参加を見合わせてください。

講習中のマスク着用に関しては、個人の判断に委ねることを基本とします。

なお、特定の感染症が大きく拡大している場合は、一時的に適切なマスク着用をお願いする場合があります。

当日は動きやすい服装で受講してください。

昼食と筆記用具の準備をお願いします。なお、昼食時（12:00～13:00）は外出可能です。